

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

岡山県 倉敷市真備町

【延長後の申告・納期限】

平成30年12月25日（火）

【対象となる労働保険料など】

平成30年7月5日から平成30年12月24日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 **事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと**



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。

平成30年10月
厚生労働省

平成30年7月豪雨による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の申告・納期限を延長中の皆さまへ～

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

岡山県倉敷市真備町に所在する事業場の事業主の皆様につきましては、本年7月5日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されておりましたが、今般、**延長後の申告・納期限が本年12月25日となりました。**つきましては、お持ちの労働保険年度更新申告書により、労働保険料等の申告・納付を本年12月25日までに管轄の労働局等にて行っていただきますようお願いいたします。

なお、本文書の送付時期等により、申告・納付後に本文書が届いている場合もございますので、ご了承ください（被災により申告書が見当たらない場合やその他ご不明な点がありましたら、下記照会先までお問い合わせください。）。

照会先：岡山労働局 労働保険徴収室 TEL 086-225-2012

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

(事務組合向け)

平成 30 年 10 月
厚生労働省

平成 30 年 7 月豪雨による労働保険料等の取扱いについて

～労働保険料等の申告・納期限を延長中の労働保険事務組合の皆様へ～

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

本年 7 月 5 日に岡山県倉敷市真備町に所在する労働保険事務組合につきましては、本年 7 月 5 日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されておりましたが、今般、**延長後の申告・納期限が本年 12 月 25 日**となりました。つきましては、お持ちの労働保険年度更新申告書により、労働保険料等の申告・納付を本年 12 月 25 日までに管轄の労働局等にて行っていただきますようお願いいたします。

なお、本文書の送付時期等により、申告・納付後に本文書が届いている場合もございますので、ご了承ください（被災により申告書が見当たらない場合やその他ご不明な点がありましたら、下記照会先までお問い合わせください。）。

○労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限について

労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出期限も同様に延長されておりましたが、今般、提出期限は次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

提出期限 平成 31 年 1 月 31 日

照会先：岡山労働局 労働保険徴収室 TEL 086-225-2012

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課